

入札説明書

1. 件名 大阪市大正区在宅サービスセンター 受変電設備改修工事
2. 履行場所 大阪市大正区小林西1-14-3 大正区在宅サービスセンター
3. 工事予定希望日 令和6年3月31日までとする。
作業は原則として月曜日～土曜日の9時～17時30分までとする。
民間（七会）連合協定工事請負工事契約約を適用する。
※工事完了希望は、3月31日とするが、材料の納期が未確定の状況での入札となることを鑑み工事完了時期については、本会与協議・調整のうえ最終決定とする。
4. 参加資格
 - (1) 大阪市入札参加資格有資格者名簿において
工事種別「電気工事」及び「塗装工事」を有する者であること。
 - (2) ①次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事施工中に配置できること。
1級電気工事施工管理技士又は2級電気工事施工管理技士
② (2)-①に掲げる配置技術者は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある期間が、入札参加申込以前6か月以上であることを証明できる書面（健康保険被保険者資格証明書等の所属会社名の記載のあるもの）、および1級電気工事施工管理技士又は2級電気工事施工管理技士資格者証写しを持参又は郵送にて提出すること。
 - (3) 本件と同等の工事实績（履行を完了したもの）を有することを証する書面又は、工事实績情報（CORINZ）の写し等を添えて持参又は郵送にて提出すること。
 - (4) 建設業法による営業停止期間中でないこと。
 - (5) 大阪市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
 - (6) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - (7) 租税に滞納がないこと
 - (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生法手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）ではないこと。
 - (9) 大阪市暴力団排除条例に規定する暴力団員および暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
 - (10) 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書評価の【電気】及び【塗装】

の総合評定値（P）が 900 点以上あること。

5. 参加申請

下記の書類を持参又は郵送にて提出すること。

- ① 入札参加申請申出書（別紙様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 大阪市入札参加資格を証する書面 ※電気工事及び塗装工事
- ④ 経営規模等評価結果通知書 ※4(10)を満たすことを証する書面
- ⑤ 4(3)を満たす工事実績を証する書面

6. 参加申請期限

令和6年2月14日（水）正午までに郵送又は本会当協会へ持参のこと。

7. 対象機器

- ①高圧負荷開閉器（LBS）動力用交換
- ②高圧負荷開閉器（LBS）電灯用交換
- ③電力用コンデンサー（SC）交換
- ④高圧ケーブル交換
- ⑤高圧ケーブル保護管塗装
- ⑦キュービクル外装塗装

8. 現地調査日

令和6年2月7日（火）午前中を予定

（事前に希望する日程を担当者まで連絡ください。）

9. 質問事項

仕様書に関する質問事項については、文書により本会まで提出して下さい。

提出期間 令和6年1月29日～令和6年2月2日正午まで

※提出期間外の提出は無効となります。

回答は参加希望者全員へメールにて送付します。

10. 入札及び開札

日程：令和6年2月29日（木）午後2時

見積書を提出のこと。税抜き金額を記載のこと。

11. 業務の概要等

- (1) 作業に必要な部材については、受注者の責任で手配すること。
- (2) 作業に必要な消耗品、交通費及び諸経費等は、受注者にて負担すること。
- (3) 作業に必要な申請手続きがある場合は、受注者が行うこと。
- (4) 作業の安全管理は、受注者の責任で行い、当協会はその責を負わない。受注者は作業の安全管理に関する責任者を選定し、関係法令に従って安全管理を行うこと。
- (5) 作業を行う際には、資材等の搬出入の対象となる出入口、玄関、廊下、通路、エレベータホール、エレベータ籠内、作業床、その他の出隅等破損の恐れのある場所、什器について養生を行うものとし、養生に使用する資材、養生の範囲等の仕様については、本会の管理担当責任者と十分協議し、了承を得ること。
- (6) 工事施工に伴う発生物の収集、運搬、処分については本工事に含まれる。
「廃棄物の処理および清掃に関する法律」等に基づき適切に搬送処分し、不法投棄等第三者に損害を与えるような行為のないように、産業廃棄物報告書（マニフェストの写し）等を提出すること。
- (7) 万一作業中に当協会の所有物または共有部分に破損を生じた際には、速やかに本会管理担当責任者に報告のうえ受注者の責任で原状回復を行うこと。
- (8) すべての作業が終了するまでの間、進捗状況に応じて片付け及び清掃を行うこと。
- (9) 受注者は作業完了に関する内容（実施日、実施者名簿、機器名ならびに施工写真、産業廃棄物管理票、石綿の行政報告の写し及び分析報告書を提出すること。
- (10) 石綿含有の有無の確認が必要な解体・改修の作業を行う場合には受注者の負担にて調査を実施し関係行政への報告を行うこと。
また石綿含有建材に関する解体・改修を行う場合は規制内容を遵守した作業を行うこと。
- (11) 石綿含有建材の含有が認められた際には規制内容を遵守した作業をおこなうこととし、またその対策費用等については当協会と別途協議のうえ決定する。

12. その他

- (1) 導入する施設の既存設備・図面等を参考とし資料と相違があった場合は現況を優先する。なお、当協会は資料と相違があっても何ら責任を負わない
- (2) 設備導入工事
設備導入工事には、既存設備の取り外し・撤去・廃棄、配線の接続等の既存設備の加工作業、更新する設備の取り付け調整作業の一切を含むものとする。
その他設備導入工事の実施にあたり、本仕様書に記載されていない事項は民間（七会）連合協定工事請負工事契約約款の内容によるものとする。
- (3) 高圧進相コンデンサー
PCB含有の確認をおこなうこと。PCBの含有が認められた場合は、本会の指定する保管場所へ運搬すること。